

教育委員会会議録

(定例会)

令和5年11月16日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|----------|---|---|--|
| 1 | 期 | 日 | 令和5年11月16日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午前10時00分 | |
| 4 | 出席委員 | | 教育長
教育長職務代理者
委員
委員 | 竹居秀子
大谷幸男
石田有世
武川行秀 |
| 5 | 欠席委員 | | 委員 | 伊藤華英 |
| 6 | 議場に出席した者 | | 副教育長
管理部長
学校教育部長
生涯学習部長
学校教育部参事兼教職員人事課長
学校教育部参事兼館岩少年自然の家所長
教育財務課長
教職員給与課長
文化財保護課長 | 栗原章浩
高木泰博
野津吉宏
辻美由紀
高山裕子
新堀栄
野口秀俊
木村哲也
柴田崇 |
| 7 | 会議録署名委員 | | 武川行秀 | |

8 議事等の概要

- 竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記 おりません。
- 竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、武川委員にお願いいたします。
本日の会議に、報告第22号「訴えの提起について」、議案第84号「令和5年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」を追加提出いたします。
なお、報告第22号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告するものでございます。
本日の議案について、報告第21号、議案第82号、第84号については、議会に関する案件、議案第22号は市内部の協議に関する内容であり、市情報公開条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員 <異議なし>
- 竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、本日の議案は、議案第83号を除き、非公開となります。
会議の順番ですが、議案第83号、報告第21号、議案第82号、続いて報告第22号、議案第84号の順番で審議することいたします。
- 議案第83号 文化財の指定について
- 竹居教育長 それでは議案第83号について、事務局から説明をお願いします。
- 文化財保護課長 はじめに、事前に用意しておりました、議案第83号の議案名につきまして、「有形文化財（建造物）の指定について」としておりましたが、議案名に差異がございました。正しくは、議案名「文化財の指定について」と訂正させていただいておりますので御了承ください。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第83号「文化財の指定について」を御説明させていただきます。

資料は、議案書の5ページから7ページまでとなります。

本議案は、昭和5年に建造された、浦和画家を代表する奥瀬英三の住居兼アトリエである、通称「奥瀬アトリエ」を、さいたま市の文化財として指定するものです。

「奥瀬アトリエ」は、平成29年3月に埼玉県教育委員会より刊行された、県内の重要な建造物を紹介した「埼玉県近代和風建築」にも掲載されており、その際の調査で、著名な設計士による建造物であることも明らかとなっています。

大正12年の関東大震災を機に、安定した台地、かつては鹿島台と呼ばれた地区である現在の南区別所や浦和区高砂の一部を中心に、奥瀬英三を含めた多くの画家たちがアトリエを構えるようになりました。最盛期には多くの画家が住んだことから、アトリエ村とまで評されました。

しかし、現在、鹿島台地区に残るアトリエは「奥瀬アトリエ」のみとなっております。

この度、アトリエの所有者さんの事情により、令和5年12月中に建物の解体を余儀なくされております。敷地内での曳家も試みましたが実現できず、この事態に際し、建造物調査に携わった文化財保護審議委員より、「解体部材を保管し、将来しかるべき場所に移築し、保存活用する道筋を模索してでも残す価値がある」との緊急の提言を受けました。これを受け、令和5年10月13日に、臨時で「さいたま市文化財保護審議会」を開催し協議を行いました。

各委員より、建造物として重要であるというだけでなく、鹿島台に残る唯一の浦和画家のアトリエであり、文教都市浦和の変遷を物語るストーリーとしての価値も高いとの意見が多く上がり、現存している今指定をすべきとの見解でまとまったことから、審議会として、「指定することが適当である」との答申が出されたところでございます。

説明は以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

石田委員 だいぶ老朽化が進んでいる建物だと思いますが、解体はこれからでしょうか。

文化財保護課長 12月に入ってから解体が始まると聞いております。

大谷委員 建物の所有権はどうなっているのでしょうか。また、解体費用はさいたま市が負担するのでしょうか。さらに、解体部材を保管しておくとのことですが、再建についての費用についてはいかがでしょうか。

文化財保護課長 建物は、奥瀬英三氏の御遺族の方が所有しております。土地については、複数の方が所有しており、そのために建物を取り壊してほしいとの話が出ているところです。解体費用については所有者の方が負担することになります。再建については今後所有者の方と検討することになりますが、現状では、市によって再建することにはなっておりません。

武川委員 過去に、解体して部材を保存しているような例はありますか。

文化財保護課長 所有者が保管できず、そのままでは朽ちてしまうため、やむを得ず市が保管しているものが1件ございます。

武川委員 その部材はどこに保管してあるのでしょうか。

文化財保護課長 当課で所管している文化財の保存・活用施設に保管しております。

武川委員 今回の部材も、そこに保管できるのでしょうか。

文化財保護課長 保管場所については所有者と協議中ですが、受け入れは可能であると考えております。

竹居教育長 他にありますか。

それでは、議案第83号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第83号は原案のとおり可決されました。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第21号 議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家中規模修繕工事（機械設備）工事請負契約）

竹居教育長

続きまして、報告第21号について、事務局から説明をお願いします。

館岩少年自然の家
家所長

議案書の1ページから4ページまでを御覧ください。

報告第21号臨時代理の報告「議決事項の一部変更について（館岩少年自然の家の中規模修繕工事（機械設備）工事請負契約）」を御説明させていただきます。

この報告第21号は、緊急に処理をする必要があると認められ、かつ教育委員会会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により、別紙臨時代理書のとおり、令和5年10月26日付で臨時代理した件について御報告をさせていただくものでございます。

臨時代理の内容につきましては、令和4年3月より中規模修繕中である館岩少年自然の家において、当初の設計に含まれていない空調の制御装置の設置が必要となり、追加工事を行う必要が生じたことにより、令和5年12月定例会において契約金額等の変更を行うよう、議決事項の一部変更について議会の議決を得るよう市長に申出したものでございます。

なお、契約変更後の契約金額の増減額は24,486,000円、工期は69日間の延長になり、令和6年2月29日完成となります。

続いて、工事内容について御説明をいたしますので、別紙の「2変更内容」を御覧ください。

今回工事をする部分が大きく2つあります。1つ目として、暖房設備のパネルヒーターに差圧制御バルブを追加する工事です。①の概要図を御覧ください。矢印で温水の流れとありますが、まずは冷水をボイラーで温めます。そして、循環ポンプで各パネルヒーターに送ります。ポンプは常に一定量の湯量をパネルヒーターに送り続けるために、室温が高いときには、パネルヒーターが熱くなりすぎることがあります。また、場合によっては、パネルを触って火傷をしてしまう可能性も考えられます。そのことを制御するために温度センサーを設置して、差圧バルブにて湯量を調節し、安全安心を確保するとともに、快適に過ごせるようにするものです。

2つ目でございます。2つ目は換気設備の関係で、寒い外気を取り入れる際の温度制御機能を担う、流量調整バルブの追加です。こちら②の概要図を御覧ください。冷たい外気を温水コイルユニットが温めて、室内に流出させます。しかし、このままですと温度制御ができないために、外気温によっては冷気が直接吹き出し口から出てしま

う、あるいは熱風が出てしまう恐れがあります。今までは、この調整を管理人が手動で行っていました。細かな調整ができず、適切な温度環境を保つことができませんでしたので、温度センサーと流量調整バルブを追加し、自動で設定温度にできるようにしたものでございます。

以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、この件は終了といたします。

議案第82号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

竹居教育長

続いて、議案第82号について事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長

議案第82号「さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明させていただきます。

別冊1の議案書となりますが、議案説明の前に、別添の参考資料①に沿って御説明させていただきます。

それでは、3点ほど説明させていただきます。別添参考資料①の「地方公務員の給与について」を御覧ください。

1. 地方公務員の給与でございますが、職員の給与については、地方公務員法により、給与決定に関する諸原則がございます。

①職務給の原則により、職員の給与は職務と責任に応じたものでなければならないこと、②均衡の原則により、ここでいう均衡とは、つりあい、バランスがとれているという意味でございます。生計費や民間企業の賃金、国や他の地方公共団体の職員の給与との比較などによって定めなければならないこと、③条例主義の原則により、条例で定めなければならないこととされています。

2. 人事委員会による勧告制度の概要でございます。

公務員は、民間の従業員とは異なりまして、ストライキなどの労働基本権が制限されておりますことから、その代償措置として、地方公務員法に基づき、第三者機関である人事委員会による勧告制度が設けられております。人事委員会は職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適応させるよう、議会及び市長に対して勧告や報告を行うことができます。

そのため、人事委員会は、毎年4月1日時点の職員の給与等の実態や民間の給与水準について調査を行い、それぞれの給与を比較して、均衡させることを基本に、給与改定等の勧告を行っています。

今年の給与勧告につきましては、民間等の給与の実態を踏まえ、給料表全体を引き上げる改定となっております。本年4月時点の比較に基づく勧告ですので、職員の利益となる引き上げ改定が決定された場合は、月額給与については4月に遡って適用し、改定によるプラス分を再計算し差額分を後日支給いたします。

次に、3. さいたま市の教職員の給料表について、御説明させていただきます。

教職員の給料表は、4種類ございます。校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭等、いわゆる教育職員に適用している教育職給料表(1)、教育職給料表(2)があります。(1)のほうは、高等学校、特別支援学校、中等教育学校の教育職員に適用され、(2)は、小学校、中学校の教育職員に適用されます。さらに、学校栄養職給料表は学校栄養職員に、学校事務職給料表は学校事務職員に適用されます。

教職員の給与は、平成29年4月の県費負担教職員の給与負担等の権限移譲の際に、埼玉県からさいたま市に財源と事務の移譲がなされました。給料表の内容につきましては、市人事委員会との協議によりまして、教育職員については、埼玉県の教育職員の給料表、学校栄養職員と学校事務職員については市で採用しておりますので、市の栄養士や行政職員に適用されている給料表を活用することといたしました。

なお、現在に至るまで、市の人事委員会勧告を尊重し、勧告に基づく改定を行ってまいりました。

これより議案の説明をはじめます。

裏面の参考資料②の「さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御覧ください。

1、概要でございますが、令和5年のさいたま市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、教職員の給料表を改定するため、条例を改正するものでございます。

次に、給与条例についてですが、さいたま市では、市職員とは別に教職員の条例を分けて規定しております。

条例の中で、職種別に支給される給料月額を給料表という表で定めております。各給料表は横軸が「職務の級」、縦軸が「号給」で構成されています。

「職務の級」は職務別に、複雑さ、困難度、責任の度合いに応じて設定されておりまして、教員であれば、2級が教諭、特2級が主幹教諭、3級が副校長・教頭、4級が校長といった職務段階に応じて定められています。また、「号給」は「職務の級」を細分化したものでございまして、経験年数等による職務の習熟の度合いを給料月額に反映させるために設定されているものでございます。

教職員については、先ほど御説明しましたとおり、「教職員の給与に関する条例」の中で適用される4つの給料表を定めておりますので、今回の勧告の内容を踏まえ、各給料表を改正するものでございます。

次に、2、令和5年の給与勧告でございます。

先ほど、人事委員会勧告の御説明で触れさせていただきましたが、教職員に係る部分の抜粋となります。市人事委員会の報告及び勧告では、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、埼玉県における改定状況等を考慮して改定することとし、その他の給料表については、引上げ改定とされた行政職給料表との均衡を基本として改定することとされております。

なお、埼玉県の改定状況でございますが、埼玉県人事委員会も給料表の改定を勧告しておりまして、内容につきましては、市と同様に本年4月から給料月額を引き上げるものとなっております。

次に、3、改定の内容でございます。

教育職給料表(1)、教育職給料表(2)、学校栄養職給料表及び学校事務職給料表について、それぞれ給料月額を引き上げるものでございます。具体的には、各給料表ごとに若年層が在職する号給に重点を置いて、引き上げるものとなっております。職務の級、号給が上がるにつれて、引上げ額がだんだんと減っていく形で、全級・全号給について引き上げております。給料月額の引上げ額は一番多い場合で13,400円、一番少ない場合で1,000円となっております。

最後に、4、施行期日等でございます。

今回の給料月額の引上げは、令和5年4月1日に遡って実施となりますので、適用日を令和5年4月1日とし、施行日は公布の日とするものでございます。

以上、市人事委員会の勧告のとおり実施するものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

埼玉県とさいたま市の教職員で給料に差があると認識しているのですが、簡単に言うと、その差は何によるものなのでしょうか。

教職員給与課長

1点は、埼玉県よりさいたま市の方が、地域手当が高くなっております。もう1点は、さいたま市の方が、管理職手当が若干高くなって

おります。これは、平成29年の権限移譲の際、さいたま市の管理職手当を、市の行政職に合わせたためです。

武川委員 その手当というのは、先ほどの給料月額に上乘せして支給されるものでしょうか。

教職員給与課長 おっしゃるとおり、通勤手当、扶養手当、住居手当等の様々な手当を計算し、給料月額に加算して支給しております。

石田委員 人事委員会勧告では、大体給料の何パーセントの引き上げがあったのでしょうか。

教職員給与課長 人事委員会勧告における改定率は、0.92パーセントでございます。

竹居教育長 他にありますか。
それでは、議案第82号につきましては、原案のとおりととしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第82号は原案のとおり可決されました。ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第22号 訴えの提起について
 <非公開案件につき内容は省略>

議案第84号 令和5年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

竹居教育長 それでは再開いたします。議案第84号について事務局から説明をお願いします。

教育財務課長 それでは、別冊3の議案第84号「令和5年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」を御説明させていただきます。

6ページをお願いします。

提案理由でございますが、今回の歳出補正予算は、真福寺貝塚泥炭層地下水位観測業務における令和6年度以降の支出義務の適正化

を図るため、債務負担行為の設定について、市長に申出するものでございます。

少しページは戻りまして、資料の3ページをお願いします。

第1表「債務負担行為補正」でございますが、先ほど申し上げましたとおり、真福寺貝塚泥炭層地下水位観測業務における令和6年度以降の支出義務の適正化を図るため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

5ページの「債務負担行為に関する調書」及び8ページの「事務事業概要」につきましても、繰り返しになりますが、真福寺貝塚泥炭層地下水位観測業務における令和6年度以降の支出義務の適正化を図るため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 真福寺貝塚泥炭層について御説明願います。その地下水位を今後数年かけて観測するというのでしょうか。

文化財保護課長 本業務は国指定史跡である真福寺貝塚、その遺跡の中に観測機を設置し、地下水位の変動を観測して分析した結果を年度ごとに記録するものです。泥炭層とは、水分を多く含む地層のことで、通常であれば腐敗してしまうような三千年前の木材などが腐敗せずに保存されている状態になっております。地下水位が下がってしまいますと、こうした木材が腐敗してしまうため、そうならないように地下水位を計測するというところで契約を結んでおります。

武川委員 本件は観測にこれだけの費用がかかるということで、もし地下水位が下がってしまった場合には何らかの対処が必要になると思いますが、その費用は含まれていないのでしょうか。

文化財保護課長 観測にかかる費用でございます。これまでの観測で地下水位が下がったことはないのですが、もしそうなれば、専門家の方と協議を行いながら対応を行うこととなります。

竹居教育長 他にありますか。

それでは、議案第84号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第84号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉

会

午前11時15分